

議案第45号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月25日

三朝町長 吉田秀光

平成16年3月25日 原案可決  
三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例(昭和28年三朝町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
第1条 略	第1条 略
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
(1) 町長の事務部局の職員 <u>93人</u>	(1) 町長の事務部局の職員 <u>95人</u>
(2) 略	(2) 略
(3) 略	(3) 略
(4) 教育委員会の事務部局の職員 <u>18人</u>	(4) 教育委員会の事務部局の職員 <u>24人</u>
(5) 公営企業の職員 <u>25人</u>	(5) 公営企業の職員 <u>36人</u>
ア 水道事業の職員 略	ア 水道事業の職員 略
イ 国民宿舎事業の職員 <u>19人</u>	イ 国民宿舎事業の職員 <u>30人</u>
2 略	2 略
第3条 略	第3条 略

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月28日

三朝町長 吉野 三郎

三朝町議会 議長 井原 孝

第4条

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

前 五 次	後 五 次
第1条 第1項	第1条 第1項
第2条 第1項	第2条 第1項
第3条 第1項	第3条 第1項
第4条 第1項	第4条 第1項
第5条 第1項	第5条 第1項
第6条 第1項	第6条 第1項
第7条 第1項	第7条 第1項
第8条 第1項	第8条 第1項
第9条 第1項	第9条 第1項
第10条 第1項	第10条 第1項
第11条 第1項	第11条 第1項
第12条 第1項	第12条 第1項
第13条 第1項	第13条 第1項
第14条 第1項	第14条 第1項
第15条 第1項	第15条 第1項
第16条 第1項	第16条 第1項
第17条 第1項	第17条 第1項
第18条 第1項	第18条 第1項
第19条 第1項	第19条 第1項
第20条 第1項	第20条 第1項
第21条 第1項	第21条 第1項
第22条 第1項	第22条 第1項
第23条 第1項	第23条 第1項
第24条 第1項	第24条 第1項
第25条 第1項	第25条 第1項
第26条 第1項	第26条 第1項
第27条 第1項	第27条 第1項
第28条 第1項	第28条 第1項
第29条 第1項	第29条 第1項
第30条 第1項	第30条 第1項
第31条 第1項	第31条 第1項
第32条 第1項	第32条 第1項
第33条 第1項	第33条 第1項
第34条 第1項	第34条 第1項
第35条 第1項	第35条 第1項
第36条 第1項	第36条 第1項
第37条 第1項	第37条 第1項
第38条 第1項	第38条 第1項
第39条 第1項	第39条 第1項
第40条 第1項	第40条 第1項
第41条 第1項	第41条 第1項
第42条 第1項	第42条 第1項
第43条 第1項	第43条 第1項
第44条 第1項	第44条 第1項
第45条 第1項	第45条 第1項
第46条 第1項	第46条 第1項
第47条 第1項	第47条 第1項
第48条 第1項	第48条 第1項
第49条 第1項	第49条 第1項
第50条 第1項	第50条 第1項